

大津地裁による“争点整理案”が提示される

～幸福の科学学園・関西校の校舎棟・寄宿舍棟の建築裁判～

幸福の科学学園関西校の校舎棟・寄宿舍棟の除去・使用停止等の義務付けを求める訴訟の第16回公判が、2015年9月30日に大津地裁で行われました。この日の公判では裁判所が作成した「争点整理案」が示されました。これは議論・主張が進行した段階で、裁判所自らが整理案を作成して各当事者に示すことにより、裁判所と各当事者との間で争点に対する理解を共有化するための文書です。争点整理案に挙げられた項目は下記の内容でしたが、これまでの原告の主張が適切に反映されていることが確認されました。

争点整理案で述べられた項目

- ✓ 「重大な損害を生ずるおそれ」の有無
- ✓ 「その損害を避けるために他に適当な方法がないとき」といえるか
- ✓ 原告らが「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有するもの」にあたるか
- ✓ 仮に本件工事が開発行為にあたるとして、建築基準法(または都市計画法)に基づく是正等命令をすることができるか
- ✓ 本件工事が開発行為にあたるか
- ✓ 本件処分をしないことが裁量権の逸脱・濫用にあたるか

「開発非該当」の妥当性判断には、地盤調査結果の全開示が必要？



裁判官

(平成24年の開発非該当の判断の妥当性の検証に対して、)そうなったときに被告(大津市)からはラムサウンディング出してもらってるけど、良ければ(資料の)全部が良いという気がする。それ以上は難しいですか？そこ示さない理由は意見書のとおり？その辺を判断せなあかん形なら、そこが重要になってくる

今回の公判では、大津市に対して裁判官が、部分開示に留まっている地盤調査結果について、上記発言のように“さらなる開示”を促す場面がありました。更に原告弁護団からは、裁判官だけが該当書類を確認し、不開示の正当理由の在否を判断する“インカメラ審理”も提案されました。これは「開発非該当判断の妥当性は地盤データとリンクさせて判断すべき」という議論の流れであり、住民が当初から求めた地盤脆弱への懸念の払拭に寄与する点で期待されます。

用語解説：ラムサウンディング試験

貫入抵抗の相対変化から土層の変化や硬軟・締まり度合いを知るための土質試験。地盤の支持力・せん断強度・変形係数・その他の建築設計に必要な諸定数の推定にも用いる。

まち連だより



2015年
9・10月号



まち連HP

相次ぐ大型建築物に対する“建築確認の執行停止”決定 マンションの“支持杭”が地盤で支えられていない事件も

2015年9月に入り、立て続けに大型建築物の建築確認の執行停止決定が報じられました。執行停止は建築審査会が決定したもので、建物工事が終盤に差し掛かる中で行われました。これらの案件では原告はいずれも開発許可が必要な建築に対して建築確認のみで着工している事を指摘しており、仰木の里の幸福の科学学園の建築訴訟と酷似しています。

日付	内容	対象建築物	決定者	場所
2015/9/7	建築確認の執行停止	マンション	東京都建築審査会	東京都文京区小石川
2015/9/11	建築確認の執行停止	大型倉庫	京都市建築審査会	京都市左京区(下鴨神社)

更に、10月には横浜市内のマンションが施工不良で傾いた問題が報じられました。原因は建物を支える“支持杭”が堅い地盤に到達しておらず機能していなかった事、更には設計データの改ざんが行われた事が明らかとなり、全国的に大きく取り上げられました。建物と地盤・支持杭の関係に不安があるという点では、幸福の科学学園の校舎・寄宿舎棟の建築に対しても、土木・建築の専門家からは計画当初より脆弱地盤に対して支持杭で施工する事に疑問が示され続けた点で共通しています。直隣住民からは、学園・施工会社に対して地盤調査の実施とデータ公表を求め続けて今日に至っていますが、今回の報道を目の当たりにして、不安払拭のためにも9月30日公判で裁判官から発言のあった地盤調査データの全開示が重要になってくると感じずにはられません。



建築裁判日程のお知らせ

(日程)
 第17回 2015年11月13日(金)10時30分
 第18回 2016年 1月13日(水)10時00分
 (場所) 大津地方裁判所

顧問弁護団による法律相談

京都第一法律事務所：
 弁護士 飯田 昭、寺本 憲治、電話 0120-454-489
 渡辺・玉村法律事務所：
 弁護士 玉村 匡、竹中由佳理、電話 075-223-6161
 けやき法律事務所：弁護士 浅井 亮、電話 075-211-4643
 古家野法律事務所：弁護士 東岡 由希子、電話 075-223-2788

学習会のお知らせ

日時：2015年12月13日(日) 14:00-17:00
 会場：仰木の里支所3階 大会議室
 内容：学園建築裁判の経過報告



★仰木の里学区外にお住まいの方のご来場はご遠慮願います。